

社援基発0328第2号
平成31年3月28日
第1次改正
社援基発0327第1号
令和2年3月27日
第2次改正
社援基発0604第1号
令和3年6月4日
第3次改正
社援基発0329第1号
令和4年3月29日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
（ 公 印 省 略 ）

地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における
「外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業」等の実施について

「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」（平成26年9月12日医政発0912第5号、老発0912第1号、保発0912第2号、厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長連名通知）の別記2の2(15)「外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業」及び(37)「外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業」の実施に当たって、「その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする」とされている。上記事業については、別紙により実施するので、御了知の上、都道府県庁内関係部局（外国人介護人材担当）、管内市町村（特別区を含む。）、関係団体、関係機関等に周知を願いたい。

- 別紙1 外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業実施要綱
- 別紙2 外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業実施要綱

外国人留学生及び特定技能 1 号外国人の受入環境整備事業実施要綱

1 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業

(1) 事業の目的

介護施設等が介護福祉士養成施設の留学生に対して給付等する奨学金等の一部を助成することにより、介護福祉士資格の取得を目指す意欲ある留学生の修学期間中の支援を図り、将来当該留学生を介護の専門職として雇用しようとする介護施設等の負担を軽減することを目的とする。

(2) 実施主体

都道府県（都道府県が適当と認める団体に委託することは可能）とする。また、市区町村への補助により実施することも可能とする。

(3) 補助対象

介護福祉士資格の取得を目指し、介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士試験を受験する意思のある留学生^{※1}に対し、学費や生活費などを給付等する介護施設等^{※2}とする。

※1…介護福祉士養成施設への入学を前提とした日本語学校在学生及び介護福祉士養成施設在学学生。なお、介護福祉士養成施設の正規の修学期間を修了するものであること。

※2…所轄庁の指定を受けて介護保険法上の介護事業を行う法人又は施設・事業所等

(4) 対象経費及び補助上限額

対象経費及び補助上限額は下表のとおりとする。

	補助上限額			補助対象期間
	対象経費	基準額	補助率	
日本語学校	・学費※ ³	年額 600,000 円以内	基準額の 1 / 3	1 年以内※ ⁵
	・居住費などの生活費※ ⁴	年額 360,000 円以内		
介護福祉士 養成施設	・学費※ ³	年額 600,000 円以内	基準額の 1 / 3	正規の修学 期間※ ⁵ (2 ~ 4 年)
	・入学準備金	200,000 円以内 (1 回限り)		
	・就職準備金	200,000 円以内 (1 回限り)		
	・介護福祉士試験受験対策費用	一年度 40,000 円以内		
	・居住費などの生活費※ ⁴	年額 360,000 円以内		

※3…「学費」と別に設定されている費用（例：施設利用料、実習費等）も含めて給付等が行われている場合、実施主体が必要と判断するものであれば対象として差し支えない。

※4…民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱費等日常生活上で継続的に発生する経費。（学費・介護福祉士試験受験対策費用を除く。）通学等のための交通費等についても、実施主体が必要と判断するものであれば対象として差し支えない。

※5…本人の病気や、新型コロナウイルス感染症の影響等の真にやむを得ないと実施主体の長が認める事由により留年した期間中については助成対象期間に含めて差し支えない。

(5) 補助金の返還

介護施設等が留学生に対して学費や生活費などを給付等したものの、当該学費や生活費などが介護施設等に返還された場合は、当該介護施設等に支給された補助金を返還させるものとする。

(6) 他制度との併給

留学生が介護福祉士修学資金貸付事業等の類似する他の国庫補助事業を受けている場合は本事業の対象としない。

ただし、日本語学校修学分について本事業を活用し、介護福祉士養成施設修学分に他制度を活用するなど、本事業と他制度が重複しない場合は差し支えない。（例えば、介護福祉士修学資金で生活費加算を受けず、本事業で介護福祉士養成施設における居住費などの生活費を利用することも可能）

(7) 留意事項

本事業の実施にあたっては、別添「留学生が貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする場合の留意事項」（平成30年3月法務省入国管理局）を十分に参照すること。

2 外国人留学生及び特定技能1号外国人のマッチング支援事業

(1) 事業の目的

介護福祉士養成施設への留学を希望する者（以下「留学希望者」という。）と介護福祉士養成施設、または介護分野の特定技能により日本の介護現場での就労を希望する者（以下「特定技能就労希望者」という。）と介護施設等とのマッチングを適切に行う。具体的には、マッチング支援団体が、外国人介護人材の送り出し国において留学希望者や特定技能就労希望者に関する情報収集を行うとともに、マッチング対象となる双方に必要な情報を提供することにより、留学希望者や特定技能就労希望者の円滑な受入支援体制を構築することを目的とする。

(2) 実施主体

都道府県（都道府県が適当と認める団体に委託又は補助することは可能）とする。また、市区町村への補助により実施することも可能とする。

(3) 対象経費

実施主体（マッチング支援を行う団体）が実施する次の経費について補助する。

ア 管内の介護施設等に情報提供するため、留学希望者や特定技能就労希望者等に関する情報収集のための送り出し国への渡航費、現地滞在費、通訳費

イ マッチング支援を必要とする管内の介護施設等^{※1}及び介護福祉士養成施設に関する情報収集に必要な経費

※1…所轄庁の指定を受けて介護保険法上の介護事業を行う法人又は施設・事業所等

ウ 留学希望者や特定技能就労希望者等に、介護施設等や介護福祉士養成施設の情報を提供するために必要な経費（合同説明会の開催経費や日本の介護に関するPR動画の作成経費等）

エ マッチング支援を推進することを目的として設置する協議体の運営に必要な経費

オ その他マッチング支援に必要な経費

※ なお、国内の日本語学校に通う留学生を対象とした、管内の介護福祉士養成施設がPRを行う場合に必要な経費については、地域医療介護総合確保基金のメニュー「将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業」を活用することができる。

(4) 留意事項

ア 本事業を団体に委託して実施する場合は、

- ・ 留学希望者や特定技能就労希望者等に関する情報収集、
- ・ 介護福祉士養成施設や介護施設等への送り出し国で収集した情報の提供、
- ・ 現地での合同説明会の開催

等マッチング支援を十分に行うことができる能力があり、公費を投入する観点から特定の団体・介護施設等に有利にならないよう公平性・中立性を確保できる団体を選定すること。

イ 送り出し国における留学希望者や特定技能就労希望者等に対して、養成施設への入学条件や就労先での労働条件などについて、不明瞭であいまいな情報提供をせず、正確な情報を提供すること。

ウ (3) のエの協議体の設置・運営にあたっては、介護関係団体、関係行政機関、外国人材の受入れに知見を有する団体等を構成員とし、関係者・関係団体の知見を広く取り入れること。また、本事業を委託して実施する場合は、都道府県は協議体の設置・運営に積極的に関与すること。

なお、地域医療介護総合確保基金のメニューである「介護人材確保対策連携強化事業」等を活用して協議体を設置している場合は、当該協議体に本事業のマッチング支援を推進するための「外国人介護人材部会」を設けるなどにより、機能をもたせることも考えられる。

外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業実施要綱

1 事業の目的

外国人介護人材を受入れる（予定を含む）介護施設等（以下「外国人介護人材受入れ施設等」という。）において、外国人介護人材とのコミュニケーション支援、介護福祉士の資格取得を目指す外国人介護人材への学習支援、メンタルヘルスケア等の生活支援を行うことにより、介護業務に従事する外国人介護人材が円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

また、外国人留学生在が在籍する介護福祉士養成施設において、留學生に適切な教育を行うための教員の質の向上に資する研修や介護福祉士試験対策として必要な取組を行うことにより、留學生に質の高い教育を提供し、介護福祉士試験に合格できるよう支援することを目的とする。

2 実施主体

都道府県とする。また、市区町村への補助により実施することも可能とする。なお、3の（4）の取組については、介護福祉士養成施設への補助又は別の機関への委託による実施も可能とする。

3 対象経費

実施主体は、外国人介護人材受入れ施設等の（1）から（3）の取組にかかる経費の一部を補助することができる。また、介護福祉士養成施設等の（4）の取組にかかる経費について補助等を行うことができる。

（1）外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組

- ・雇用予定の外国人材が母国を出国する前に雇用予定先の介護施設等とオンラインによる通話を行うために必要な経費
- ・介護業務マニュアル（介護の手順、介護用語の統一化等）の作成等に必要な経費
- ・介護業務マニュアルの翻訳に必要な経費
- ・多言語翻訳機の購入又はリースに必要な経費
- ・外国人介護職員の日本語学習の支援（日本語講師による教育等）に必要な経費
- ・外国人介護職員受入れ施設等の職員が異文化理解を図るための教育・研修を受講又は実施するために必要な経費
- ・コミュニケーションの促進に資するような研修の受講経費
（例：介護技能実習評価試験の評価者養成講習、介護職種の技能実習指導員講習等）

- ・その他外国人とのコミュニケーションの促進に必要と考える経費

(2) 外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組

- ・外国人介護職員を対象に資格取得を目指すために必要な教材の購入、外部講習等への参加、日本語講師による教育に必要な経費
- ・その他外国人介護職員が介護福祉士の資格取得に必要と考える経費

(3) 外国人介護職員の生活支援に必要な取組

- ・孤立防止やホームシック等メンタルヘルスケアに必要な経費
- ・地域の日本人や外国人との交流を促進するための交流会開催等に必要な取組
- ・その他外国人介護職員の生活支援に必要と考える経費

(4) 介護福祉士養成施設等に在籍する留学生への教育の質の向上に必要な取組

- ・留学生向けの介護福祉士試験対策教材の作成に必要な経費
- ・留学生の指導方法等に関する教育の手引きの作成に必要な経費
- ・教員が異文化理解の教育・研修を受講するために必要な経費
- ・その他留学生への教育の質の向上に必要と考える経費

※介護福祉士養成課程のカリキュラム外の取組として、留学生に対する日本語学習等の課外授業の実施に必要な経費を除く。(地域医療介護総合確保基金のメニュー「将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業」を活用することができる)

4 補助金の上限額

3の(1)から(3)までの取組にかかる補助上限額(基準額)及び補助率は以下のとおりとする。なお、1法人に複数受入れ介護施設等がある場合は、実施主体の判断において、例えば法人単位で補助総額を設ける等の対応を可能とする。

なお、(4)の取組にかかる経費については補助上限額等は定めず、当該取組の実態に応じて補助等ができるものとする。

補助対象	補助上限額(基準額)	補助率
外国人介護人材受入れ施設等	300,000円 (1施設等あたり)	基準額の2/3 (※)

※例えば3(1)から(3)までの取組にかかる経費が30万円である場合、そのうち20万円を補助することができる。

5 留意事項

(1) 3の(1)から(3)までの取組については、在留資格の種類にかかわらず外国人介護人材が雇用されている(雇用予定を含む)受入れ施設等を補助対象とすることが

できる。ただし、雇用予定である受入れ施設等に補助する場合は、雇用予定であることを証明する書面を提出させるなど必要な対応を行うこと。

- (2) 3の(1)から(3)までの取組について、同年度、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」による補助を受けている場合は補助対象としない。ただし、当該事業による補助内容が、3の(1)から(3)までの取組内容と重複しない場合はその限りではない。
- (3) 3の(4)の取組について補助する場合は、在籍する留学生を介護福祉士試験に合格させるための取組を行っていることを確認すること。また、養成施設等職員（教職員等）の給料等人件費に補助金を充てることは認められない。